

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について  
—未上場株式等の組入比率の制限を超えた場合の対応に関する整備—

I. 改正の目的

投資信託財産への未上場株式の組入を15%までとするなどを規定した当協会の規則整備以降、クロスオーバー投資を行う公募投資信託の設定・運営が行われているところであるが、2025年9月5日に日本証券業協会より公表された「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会 報告書（2025年9月報告）」において、一時的な組入比率上限の超過を避けるべく抑制的な運用となっている等の実務上の課題認識がなされたことを踏まえ、当協会自主規制委員会下の運用専門委員会にて規定の組入比率を超過した場合の対応について検討し、金融庁とも密接な意見交換を重ねてきたところである。

今般、成案が得られたことから、「投資信託等の運用に関する規則」、及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

第11条第2項に定める未上場株式等の組入比率の上限を超える事態が発生した場合、未上場株式等の新たな組入れはできない他、速やかに組入比率適正化計画を作成及び開示し、当該計画に基づき比率の調整に取り組むものとする。

(投資信託等の運用に関する規則第19条の2の新設)

(2) 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

組入比率適正化計画の開示について、30日以上組入比率の上限を超える状態が継続する場合の対応や月次レポートでの開示の他、目論見書への記載について定め、委託会社は販売会社と連携のうえ、顧客への勧誘時に適切な周知が行われるよう対応するものとする。

(投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第19条の2第3項の新設)

(投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第19条の3の新設)

III. 実施の時期

2026年4月15日から実施する。

以 上